

10月1日から介護保険が変わります ～介護保険シリーズ～

(第5回)

●高額介護サービス費について

介護保険を利用している人は、収入・所得の状況により、利用者負担第1～4段階に分けられます。1ヶ月の利用者負担（介護保険サービスの費用の1割）が、自己負担限度額を超えたとき、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

収入・所得の状況		利用者負担段階	自己負担限度額
住民税非課税世帯	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	第1段階	15,000円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第2段階	15,000円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より多い人	第3段階	24,600円
上記以外（住民税課税世帯の人）		第4段階	37,200円

※住民税非課税世帯…同じ世帯に、住民税を課税されている人が一人もいない世帯

高額介護サービス費に該当すると、役場からお知らせの通知と申請書が届きますので、申請書に記入のうえ役場に申請してください。からは、1回だけ申請すれば、それ以降申請する必要がなくなりました（領収書もいりません）。

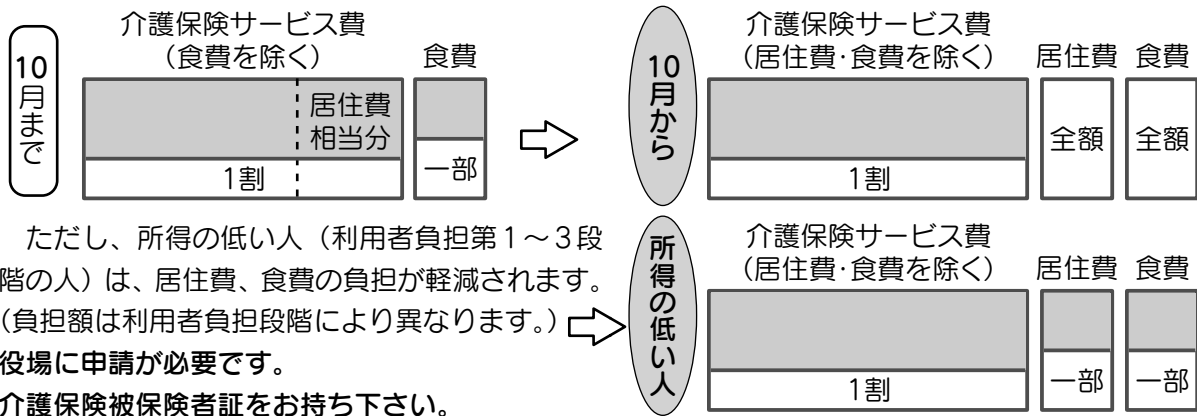
10月までは、該当する月ごとに（領収書を付けて）申請してもらっていましたが、10月申請した月以降に該当する場合は、自動的に指定した口座に振り込まれます。

●施設を利用する人の負担について

10月からは、居住費、食費が全額利用する人の負担になります。

※対象となるサービス…施設サービス、ショートステイ

■ 保険給付の対象
□ 利用する人の負担



▼問い合わせ先=保険課 介護保険係 ☎ 9102

みんなで
つくろう
安心の街

全国各地域安全運動

10月11日(火)～20日(木)

県内で検挙した空き巣狙い・忍び込みの犯人の取調べから、泥棒の眼で見た、狙いにくい地域住民の状況は、

- ・声をかけられたり、あいさつされる。
- ・じろじろ見られる。
- ・パトロール活動を実施している。
- ・住民が立ち話をしている。
- ・子供たちが遊んでいる。

などです。自治会において、このような環境作りをすることにより、未然に犯罪を防ぐことが可能です。この運動の期間にせひ、地域内の防犯対策を見直してみたいかがでしょうか？

▼問い合わせ先＝

石橋警察署 生活安全課

☎ 0110

総務課 交通防災係

☎ 9115